

令和6年2月29日（木）

於・ 農林水産省7階 講堂（Web併催）

第40回

太平洋広域漁業調整委員会

議事速記録

第40回太平洋広域漁業調整委員会

日時：令和6年2月29日（木）

15：30～18：00

場所：農林水産省7階 講堂（Web併催）

議事次第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）広域魚種の資源管理について

①部会における取組

②マサバ太平洋系群

（4）その他

①TAC魚種拡大に向けた検討状況について

②令和6年度資源管理関係予算について

③その他

4. 閉 会

午後 3 時 3 0 分 開会

○番浦補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第40回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、本日事務局を務めます水産庁資源管理推進室の番浦と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、都道府県互選委員である北海道の川崎委員、愛知県の鈴木輝明委員、三重県の浅井委員、大臣選任委員である小玉委員が、事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数28名のうち、定足数である過半数の24名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条の規定により準用いたします同法第145条の規定に基づき、本委員会を成立していることを御報告いたします。

では、まず最初に、本日出席しております水産庁、魚谷資源管理部長から挨拶をお願いいたします。

○魚谷部長 皆様、こんにちは。水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

それでは、第40回太平洋広域漁業調整委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、能登半島地震によりお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席を頂きましてありがとうございます。

皆様御承知のとおり、この委員会は、広域に分布・回遊する水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを主な目的として、平成13年の漁業法改正により設置された委員会でございます。平成30年の漁業法改正においてもこの設置根拠規定が存続し、引き続き委員の皆様のお意見を承りながら、委員会の機能を果たしていくことが期待されているところでございます。今回は、昨年の3月に引き続き対面とウェブ併用での開催としまして、前回は上回る委員の皆さんに対面での御出席を頂いているということで、大変うれしく感じるところでございます。

さて、漁業法に基づく数量管理を基本とした資源管理を推進するため、まずは旧TAC法の下でTAC管理の対象となっていた資源から、MSY水準の維持・回復を目標とした形での資源管理の運用を進めているほか、ほかの水産資源についても水産研究・教育機構から順次MSYベースの資源評価結果を公表していただき、水産庁ではこれを受けて資源

管理手法検討部会あるいはステークホルダー会合という形での開催を進めて、一部の資源については、令和6年度からのTAC管理が既に開始あるいは開始される予定となっております。

TAC管理の導入に際しては、資源ごとに種々の課題等があり、しっかりと検討をしていくことが必要となっておりますが、資源を増やし、漁獲を増やして経営の安定あるいは所得の向上につなげていきたいという思いは、漁業者の皆様も水産庁も同じだというふうに考えております。

さらに、加工・流通業ですとか、あるいは遊漁に関連する皆様を含む水産に関わる全ての者が同じ方向を向いて、共に努力をすることで豊かな海を取り戻せるというふうに考えてございますので、その他の水産資源についても引き続き委員の皆様の御理解、御協力を賜りたいというふうに考えてございます。

本日は、広域に分布・回遊する魚種の資源管理措置として、主に委員会指示について御議論いただくことを予定しておりますが、このうち、この太平洋の広調委を含む全ての広域漁業調整委員会の議題としております太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示に関しましては、地元では遊漁あるいは観光に関連する方々との関係で、いろいろな話が持ち込まれていたりしているのではないかとというふうに考えます。採捕できる数量については引き続き厳しい状況でございますけれども、適正な管理に向けた過渡期ということでございますので、引き続き御理解、御協力を頂けると幸いです。

また、漁業につきましても、個体の経済価値が高い太平洋クロマグロの大型魚を念頭に、TAC報告時の個体ベースの管理、あるいは取引時の情報の伝達・記録の義務づけ、罰則の措置等を措置する法案を、本通常国会の方に提出する方向で準備を進めているところでございます。

こうした我が国周辺水域における資源管理を進めていく上で、海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会における調整機能あるいは委員会指示は、非常に重要な位置づけを有するものでございます。これからもその機能が十分発揮されるよう、水産庁としても必要な情報提供などを行っていきたいと考えております。今後とも関係者の皆様の御意見をお聞きしながら水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいります。引き続き御理解、御協力を頂きますよう、改めてお願いを申し上げます。

最後に、本日の委員会が実り多いものとなり、資源が将来にわたって持続的に利用でき

る体制づくりの一助となるよう、また、関係者の皆様の操業の安全と経営の安定を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
○番浦補佐 ありがとうございました。

では、北門会長に以降の議事進行をお願いしたいと思います。北門会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○北門会長 マイク入っていますか。大丈夫ですかね。

会長の東京海洋大学の北門と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様はじめ関係の皆様におかれましては、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日用意しています議題ですけれども、クロマグロ、キンメダイ、広域魚種として午前午後にご議論いただいた種のほか、マサバ、そしてTAC魚種拡大に向けた検討状況、そして予算等、盛りだくさんとなっております。議事進行につきましては、委員の皆様方の御協力を頂きながら円滑な議事運営に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の交代について御報告いたします。

本委員会の委員は、都道府県海区互選委員18名と農林水産大臣選任委員10名により構成されております。

このうち、大臣選任の漁業者代表委員でありました福島全良委員におかれましては、令和5年8月3日に御逝去されましたので、本委員会として謹んで哀悼の意を表したいと思います。

また、後任につきましては、同じく北太平洋を主として操業されています大中型まき網の漁業者である株式会社酢屋商店の野崎太代表取締役が委員として選任されましたので、御紹介したいと思います。

野崎委員におかれましては、一言御挨拶を頂けましたらと思います。よろしくお願いいたします。

○野崎委員 ただいま御紹介にあずかりました酢屋商店の野崎でございます。

私、弊社、福島県におきまして、主に北部太平洋を主にカツオ、マグロ、イワシ、サバを採捕しておる会社を経営しております。

今回より初めての参加でございますので、いろいろ至らぬ点ございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○北門会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の出席者を御紹介いたします。

本会場には、水産庁から、先ほど御挨拶いただきました魚谷資源管理部長、永田資源管理推進室長、城崎沿岸・遊漁室長ほかの皆様方に御出席を頂いております。

また、水産研究・教育機構から、水産資源研究所の福若浮魚資源部長、米崎社会・生態系システム部副部長、亘グループ長に御出席を頂いておりますので、御紹介いたします。

また、参考人として、全日本釣り団体協議会常務理事、菅原美德様、一般社団法人日本アングラーズ協会クロマグロ遊漁船事業者協議会代表理事、徳永兼三様、公益財団法人日本釣振興会常任理事、柏瀬巖様、ウェブにて出席いただいております。NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会、森聡之様の4名の方に御出席を頂いておりますので、後ほど御意見を賜りたいと思います。なお、参考人は事務規程第9条2項に基づき会長が選定しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事に入ります前に、事務局より配布資料等の確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○番浦補佐 事務局の番浦でございます。本日の配布資料について確認させていただきます。

まず、本日の委員会の議事次第、委員名簿、出席者名簿がございます。

それから、本日の委員会で御説明する資料として、資料1から4までお配りをしております。このうち、資料1及び資料2は枝番号が1から4までございます。また、資料3は枝番号が1から2までありまして、このうち資料3-2には更に枝番が1から2までございます。続きまして、資料4については枝番号が1から4までございます。

配布資料は以上となっておりますが、不足などございましたら事務局の方までお申し付けください。また、説明の途中にもし資料が抜けているようなことがあったら、またその都度、事務局の方に御連絡いただければと思います。

なお、今回の開催形式は、会場出席又はウェブ出席の併用による開催となります。

ウェブ出席の委員及び参考人の皆様方におかれましては、事前に事務局よりお送りしたウェブ会議の進め方に従って、マイクはミュート（消音）を基本としていただき、御発言なさる際は、先に音声又はチャット機能により御意思を表示などしていただいた上で、会長から合図した後に御発言をお願いいたします。

また、会場にて御出席の委員及び参考人の皆様方にもお願いですが、御発言がウェブ参加者にも伝わるように、必ずマイクを通じて御発言いただくようお願い申し上げます。

円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○北門会長　ありがとうございます。

では続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により、会長の私から御指名させていただきます。都道府県互選委員からは青森県の竹林委員、大臣選任委員からは井上委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたします。どうかよろしくお願いいたします。

それでは早速、議題1の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についてです。

クロマグロの遊漁については、令和3年3月に本委員会から発出した指示に基づき、同年6月から新しい規制を開始し、30キログラム未満の小型魚については採捕禁止、30キログラム以上の大型魚については採捕の報告を義務づけしており、以降、令和5年3月にも同様な指示を発出しております。令和5年度は、大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認められる場合は期間を定め採捕を禁止する旨の公示を行い、直近では、本年1月24日から3月末日までの間について遊漁による大型魚の採捕を禁止しているところです。

今回御審議いただく委員会の指示案についても、現行指示の後継措置として、4月以降の遊漁によるクロマグロの採捕に係る規制を行うものとなるということです。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○城崎室長　沿岸・遊漁室長の城崎でございます。今日、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1のクロマグロの遊漁に関する委員会指示案について御説明をいたします。

資料は、右上に資料の1-1と書いてある資料でございます。「太平洋広域漁業調整委員会指示第46号（案）の概要」について御覧いただければと思います。

まず1番、経緯でございます。今、会長からも概略お話ございました。

この遊漁によるクロマグロ採捕につきましては、令和3年の6月から広域漁業調整委員会指示によりまして、一つは30キロ未満の小型魚の採捕禁止、二つ目に30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告義務、それと三つ目として、大型魚につきましては、全海区の採捕数量がTAC制度に基づきますクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合には採捕禁止をすると、こういう措置が導入されて

まいりました。

そして、規制導入3年目となりました令和5年度におきましては、令和5年4月1日に指示が有効になって以降、4月の25日から5月の31日まで、それと6月の18日から30日まで、7月の10日から7月の31日まで、11月4日から12月31日までの間、時期ごとの上限の目安を超えるおそれがあったために採捕禁止とする措置を取りました。

さらに、採捕数量の累計が年間を通じての上限の目安となります40トンを超えるおそれが生じたことから、令和6年1月24日以降は、委員会指示の有効期間であります3月31日までの間、採捕を禁止するという措置を取ってございます。

今般、この現行の委員会指示の有効期間が3月末をもって終了することになることから、その後継措置としまして、本年4月以降の遊漁によるクロマグロの採捕を制限する委員会指示を発出したいと、そういう提案でございます。

そして、次の2ポツ、委員会指示案の概要について御説明いたします。

まず、(1)でございます。小型魚の採捕の制限につきましては、これは現行の委員会指示と全く同じでございます。採捕を禁止するとともに、意図せず採捕した場合は直ちに海中放流としております。

次に、(2)大型魚についてでございますが、まずア、保持尾数制限については、これは現行指示と同じでございます。いわゆるバググリミットを定めたものでありまして、1人1日当たり1尾を超えて保持してはならないとしております。また、その保持した人が別の大型魚を採捕した場合は、当該個体を直ちに海中に放流しなければならないとしております。

続きまして、イの採捕重量等の報告につきましては、これは現在の委員会指示から報告期限を変更して、陸揚げの日から5日以内であったものを、3日以内に短縮をしております。これは、採捕報告の積み上げ状況によりましては採捕の禁止を公示するという必要がございますけれども、現在の5日間でありますと、採捕を禁止とした後に事後的に報告が積み上がる懸念がございます。そして、採捕禁止をするタイミングというものを判断するのに非常に迷う事態にもなっております。この累計の採捕数量といいますのは、随時更新をしまして水産庁のホームページに掲載をして、クロマグロ遊漁の方は、まずは水産庁のホームページを見て、そして、その数量を確認してから釣行計画を立てると、こういう実態にもあるやにも聞いておりますので、できる限り正確な情報を迅速に発信できるようにする必要があるだろうと、このように考えてございます。

なお、これまでの報告事例、実際に報告上がった事例見ましても、実際には陸揚げをしたその日あるいは翌日などに報告する場合が多うございまして、また、クロマグロ遊漁の関係者にお聞きしても、期間短縮することの不都合は特に無いのではないかと、このような御意見も頂いておるもんですから、実態面からも問題ないだろうと考えまして、この報告期限を5日間から3日間に短縮したいと考えております。

それ以外の報告の事項ですとか方法については、特に変更はございません。

次に、ウとエでございます。これは、委員会会長が期間を定めて遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示しまして、期間中は採捕禁止、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流するという内容でございまして、現行と全く変更ございません。

次、2ページ目をおめくりください。

次に、期間指定の考え方について御説明いたします。

令和6年度の考え方を説明する前に、その下の方に破線、点線で囲った令和5年度の状況が書いてございます。令和5年度の状況、まず状況御説明をしますと、時期別数量につきましては令和4年度から導入しているところでございますけれども、今年度は時期を4月から5月、6月、7月、8月、それと9月から12月、それと年明けの1月から3月で区切りまして、それぞれの時期ごとに数量を設定して、それを超えるおそれがある場合には、その時期の末日までを期間として期間を指定しまして、採捕を禁止するとしております。その結果、天候不順等々で、8月は途中で切り上げることがありませんでしたけれども、それぞれの期間で採捕を禁止したという状況でございます。

そして今度、上の表、これは6年度分ですけれども、6年度分につきましては、一つ大きな点で言いますのは、令和5年度には設定しておりませんでした年明けの1月というところを新たに設けてございます。これは、年明けには150キロを超える大型魚、大型個体が採捕されるという実態にある一方で、これまでは数量が設定されておりました。これは、年明けの釣行を計画されている方にとっては、本年度であれば4月から12月までの採捕報告の集計を待って、それで全体の40から引いた残りがその年明けの部分になるという実態になっておりますので、その集計結果を待つ必要があったことから、令和6年度は、令和7年の1月に新たに1月枠というものを新設してはどうかと考えております。

それと、令和5年度は9月から12月を、4か月を一くくりにしておりましたけれども、4か月を一くくりにするのは長いのではないかという考えもあったことから、令和6年度は10月から12月の3か月に変更してございます。そして夏期、夏の間につきましては、天

候荒天等により洋上に出られる機会が少ないと、実際に台風等々も相当来ているということ、これは時期を8月の単独から8月、9月の2か月にまとめてはどうかと考えております。

そして、全体の数量、これ、今現在40トンでございますので、1月に今5トンというのを設定しておりますけれども、その5トンを捻出するために各月から調整をした結果、6月、7月あるいは8月、12月の昨年数量からは、それぞれ1トンずつを削減するという調整をしてはどうかと考えております。そのような考え方から改めて上の表を見ますと、4月から5月を5トン、6月と7月をそれぞれ7トン、8月から9月を7トン、10月から12月を5トン、令和7年1年を5トンとしております。なお、令和7年の2月から3月につきましては、全体の数量である40トンから4月から1月までの採捕数量の実績を差し引いた数字が入るということで、ここは※印としております。

時期別の数量につきましては、様々な御意見あることは承知をしておりますけれども、できるだけ全国で遊漁の機会を確保して、できるだけ不公平感が少なくなるような、そういうことを主眼に置いて、これまでの実績も踏まえてこのような数字にしてはどうかと、このような提案でございます。

なお、この40トンの根拠でございますけれども、この場でも度々御説明してきておりますが、国の留保のうち遊漁による採捕に充当できる限界として現時点で想定されているものでございます。水産政策審議会の資源管理分科会におきまして、令和4管理年度以降のクロマグロの国の留保は100トン程度にするということが決定されております。このうち50トン程度は漁業による突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は調査船や実習船による漁獲への充当分として確保しておく必要があるということでございます。そして、その差し引きが40トンとなるわけでございます。

この40トンにつきましても、遊漁の枠という考えではなく、国としてTAC制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来さないよう、この水準以下に抑える必要があるという意味であると同時に、クロマグロの資源管理全体の状況によって変動することもあり得るというものでありまして、あくまで現時点における想定される目安としてお示ししているものでございます。本日の委員会でも、この目安を前提とした採捕禁止期間指定の運用方針を決めていくというものでございます。

そして、次の(3)でございます。指示の有効期間でございますけれども、これは年だけ変更しまして、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしております。

次に下の段、３ポツ、委員会指示（案）に違反した者への対応について御説明いたします。

クロマグロの遊漁の委員会指示による管理につきましては、３年が経過をして、一定の周知・定着が図られているものと考えております。

一方で、疑義情報に基づく摘発事例としましては、委員会指示の内容を承知していながらこの指示を守らないという悪質な者も複数摘発されていると、そういう状況でありまして、現行の措置を強化する必要があるのではないかと考えております。

この３ポツの上に４行ほど書いてあります。こちら、まず現状では、この委員会指示に基づく遊漁者のクロマグロ採捕制限への違反者への対応方針に基づきまして、違反者に対しましては、まずは委員会会長名で指導文書を発出して、再度違反が確認された場合に大臣に対して裏付け命令を申請して、その裏付け命令に違反した場合に罰則が適用されるということになっております。指導を受けた後に２回の違反摘発、すなわち最初の違反から数えて計３回の違反の後に罰則が掛かると、こういう仕組みでございます。

クロマグロ遊漁の委員会指示の有効期間が１年間という短い中で、この間に３回の違反を確認して罰則を適用する、これ、なかなか難しい部分でございます。そういう状況でございますので、今後は、違反が確認された場合は直ちに裏付け命令を申請できるようにしてはどうかと、このような提案でございます。これまで指導文書の発出という、そういうプロセスを入れて周知・定着に努めてまいりましたけれども、制度は一通り定着・周知されたのではないかとということもあり、管理のレベルを一段階高めるとともに、先ほど申し上げたような悪質な者に対する牽制作用、こういうものを込めて強化をしていきたいと思っております。

次に、資料の１－２でございます。次に、横置きで縦書きの紙、３ページでございます。

こちらは、今概要のものを指示の文面に書き直したものでございます。読みやすくするために傍線を振ったり赤字にしておりますけれども、公示の際にはこれらの装飾は外すこととなります。

具体的には、１番の定義、これは現行から変更ございません。

２番のクロマグロ（小型魚）の採捕の制限、こちらについても変更はございません。

３番の大型魚の採捕の制限につきまして、（１）の保持尾数の制限、バググリミットについても変更ございません。

裏面、４ページになりますけれども、（２）の報告の義務に関するところでございます

けれども、こちらは先ほど説明したとおり、報告期限を陸揚げしてから3日以内に改めております。そのほか報告事項等については現行から変更ございません。

(3)と(4)、こちらは、採捕禁止期間の公示、あるいは期間中の採捕禁止等に関する内容でございますけれども、こちらの変更はございません。

4番の有効期間については、先ほど御説明したとおり、令和6年の4月の1日から令和7年の3月31日までとしております。

(5)のその他も現行どおりでございます。

次に、5ページ、資料の1－3でございます。こちらは報告に関する事務取扱要領の案でございます。採捕実績の報告の方法ですとか留意事項、様式等を定めるものでありますけれども、こちらも現行と変更はございません。

そして、少しページ飛びますけれども、9ページを御覧ください。9ページは1－4でございます。こちらは、先ほども御説明をしました委員会指示への違反者への対応方針ということで、先ほど説明したとおり、違反者に対しまして、1回目の違反の指摘から裏付け命令の申請手続に改めるということで、先ほど申し上げた内容を新旧対照表に整理したものでございます。

続きまして、最後のページ、10ページ目でございます。こちらは、今の新旧対照表を読みました溶け込み版といいますか、全文に書き直したものでございます。

一つ目としまして、水産庁が疑義情報に接した場合には、関係する都道府県や水産部局にも協力を仰ぎつつ調査・指導を行っていくということには変わりありませんけれども、今後は、当該指示の違反が認められる場合には会長へ報告しまして、2として、会長は農林水産大臣の裏付け命令の申請を行うこととしております。その際の手続につきましては、会長又は職務代理に一任をして、後日、委員会に報告することとしております。

なお、今年度、本委員会の会長名で指導文書を出した事例としますと、本日時点で3件、この太平洋の広調委の関係では3件でございます。いずれも委員会指示違反の事実が確認されておりますので、会長名で指導文書を発出しております。具体的には、今年の10月に神奈川県沿岸におきまして小型魚を採捕した事案、二つ目に12月に津軽海峡において採捕の禁止期間中に大型魚を採捕した事案、三つ目に、同じく12月に、これも津軽海峡でありますけれども、禁止期間中に大型魚を採捕した事案でございます。

参考まで、先日の日本海・九州西の委員会でも同様な御報告しましたがけれども、そちらの委員会でも3件ございました。参考までに申し上げますと、3月に鹿児島県で小型魚の採

捕、5月に新潟県で小型魚と禁止期間中の大型魚の採捕、6月の富山県での小型魚の採捕ということで、この太平洋と日本海・九州西の両委員会では都合6件という状況でございます。

以上が資料の1の説明でございます。

なお、資料にはまだ記載はしておりませんが、クロマグロ遊漁の管理の高度化について御提案というか、アイデアをひとつ御紹介いたします。

御案内のとおり、水産基本計画では、クロマグロにつきまして、その運用状況や定着の程度を踏まえて、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理に段階的に移行すると、このように明記されております。

現在、委員会指示による小型魚の採捕禁止、大型魚の報告の義務づけということを、試行的に実施をしておりますけれども、今後は、数量管理に向けて管理の高度化を図って、本格的な数量管理への移行を、検討を進めていく段階に来ているのだろうと考えております。この管理の高度化につきましても、引き続きこの広域漁業調整委員会で議論をしていただくことになるのではないかと考えておりますけれども、その際に、現在は、今日もお越しになっていただいておりますが、遊漁の団体からの参考人として御意見を頂くと、現在の仕組みから、広域漁業調整委員会の事務規程には専門部会を設けることができると、そういう規定ございますが、そういう専門部会の規定を活用して、例えば、これ仮称でありますけれども、クロマグロ遊漁の専門部会のようなものを設けて、そこで遊漁関係者の方、漁業関係、漁業での遊漁に関わるような方にも参加いただいて議論する、そういう仕組みを設けてはどうかと考えております。まだ検討中のところでありまして、また次回の広域漁業調整委員会の場で改めてお諮りをしたいと考えておりますけれども、まずはクロマグロ遊漁の今後の管理の強化方向性という一つのアイデアとして御紹介をさせていただきます次第でございます。

私から説明は以上でございます。どうぞ御審議、よろしくお願いいたします。

○北門会長 城崎室長、どうも丁寧な御説明ありがとうございました。

ただいま、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、御説明を頂いたところです。

続きまして、ただいまの説明について、まずは参考人として御出席いただいている遊漁団体4名の方から順番に御意見を頂きたいと思っております。委員の皆様には、4名の方々からの説明を伺った後に、事務局からのコメントを確認し、その後適宜、質問、御意見等あれ

ば承りたいと思います。

まずは、全日本釣り団体協議会常務理事、菅原美德様、よろしくお願いいたします。

○菅原参考人 ありがとうございます。全日本釣り団体協議会の菅原でございます。

今年も、今年もというか令和6年度も、遊漁に対しての枠組みを考案していただきまして、そのことに関して非常に感謝申し上げます。

私も一釣り人としていろんなところに行くんですけども、思えば相模湾の夏の風物詩というのは、1996年以前まではカツオと本メジの釣りというのが夏の風物詩だったんですね。それがなぜか1997年から本メジが一切来なくなりました。相模湾の中で見るということが全くななくなりました。それが、ここ3年ぐらい前から相模湾でも、もっと言いますと東京湾久里浜沖でも本メジが採捕される。どこに行っても、私も御前崎から、もう日本全国いろんなところを釣り歩くんですけども、どこに行っても、どの海域でも、メジも見えるし大型魚も見えていると。非常に資源は戻ってきているのかなというふうに個人的には思っております。

その中で、やはりこういうマグロの委員会指示とかございまして、小型魚の採捕禁止というのがありまして、ようやくここんところ、遊漁者の方々も大抵の方が、大体理解していただいていると思っていますね。

ただ、その中でもやっぱり、その昔の夏の風物詩のカツオ、メジマグロ釣りというのをやっていた方からすると、せっかく戻ってきているんだから釣らせてくれよというようなお話があるんですけども、いやいや、ちょっと待ってくださいよというような形で遊漁者の方々にはお話をしている次第です。

中には本当に、別な魚を釣っている最中にメジマグロが掛かってきてしまうんですね。そうすると、知らない方だと、針飲まれたりしていると血を吐きながら揚がってきているから、これを放したって死んじゃうから獲らせてくれよと言う方もいるんだけど、私が乗っている場合とか私の関係者なんかが乗っている場合には、いや、それは駄目なんだと、ルールで駄目なものは駄目だから、もうちょっと資源が回復するまではもうちょっと待ってください、待ってくださいという感じで関係の方々にはお願いしております。

私も行っている各船宿の船長さんなんかには、できるだけ小型魚のリリースの仕方、もう魚には触らずに、できるだけ海面すれすれのところで針を外すか、若しくは、もう針のチモト、糸ぎりぎりのところで切ってくれないかと。できるだけ、もうとにかく魚にダメージを与えないようにというようなことをお話しさせてもらったり、あと、私の団体なん

かでは子供たちに海釣りの船釣り教室等をやっているんですけども、その中でも、クロマグロのちっちゃいの獲っちゃ駄目なんだよと。やっぱり教室開いている最中に釣れちゃうときがあるんですよ。そのときに、こうやって放してねと言うと、意外と大人に伝えるより子供に伝えた方が広く周りの方に、お子さんの方が広げてくれるというような実績がありまして、そういうところを使いながらもどんどんどんどん、とにかく小型魚は獲っちゃいけないだよというような形で、資源の戻ってくるのをもうちょっと待ちましょうねというような形で私どもの方では対処しております。

これからも漁業者様たちと一緒に同じ方向を向いて、資源が戻ってくるものを一生懸命考えながらやっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○北門会長 菅原様、どうもありがとうございました。

次に、一般社団法人日本アングラーズ協会クロマグロ遊漁船事業協議会代表理事、徳永兼三様、よろしくお願いいたします。

○徳永参考人 すみません、徳永兼三です。この場で発言させていただく機会を設けさせていただいて、どうもありがとうございます。

今御紹介あずかりましたようにクロマグロの遊漁船を営業している方々の代表ということでここに立っておりますけれども、その採捕した魚を申告するときに、水産庁の方でもアプリを使って長さを測ると重さが出るようなシステムを開発していただいていて、かなり正確な形で報告ができるようになってきました。

ただ、やはり、例えばマグロを目的とした釣りをしていないような遊漁船等ですと、お客さんにリップサービスで過大な、これは何キロあるよ、何十キロあるよというのを言ってしまうというか、お客さんとしてはすごく非常に喜ぶんですけども、実際に報告したら、これ100キロあるよと言われて、戻ったら50キロぐらいしかなかったとか。クロマグロを見たこともない、例えばタイラバやっている漁師さんに見れば、みんな大きく見えてしまうんで、そういう意味での、かなりな重さのばらつきがあったり、多かったり少なかったり。資源管理の立場からいうと、例えばちゃんとしたアプリが出て、写真を撮影すればその重さが出るようになれば、できることならばその写真を添えたような形で、あとは報告する方が名前等を付けた状態で、ちゃんとしたデータとして担保できるようなシステムを今後もちっと進めていってほしいなというのを一つ思います。

それと、遊漁船を利用して釣りに出る方々が、結局個人での報告なんですけれども、今

度はプライベートの船で出ている方々がどれだけ獲っているとか、そういうのというのが全く把握できない状況に今はあるわけですね。遊漁船業法が変わりまして、限定沿海、沿海に出る船についてはエーエルエスの発信器、無線等を付けなくてはならないように今年度から変わってきているんですけども、要は、K A Z U I の事故があったせいで、遊漁船もかなり安全に気を付けたような状況でと。ですから、遊漁船に関しても将来的には、クロマグロを釣る船は、それを最初は申告制にして、後々ちゃんとした営業している船は許可制に至るとか。例えばプレジャーボートにおいても、ある程度沖に出る船については、もちろん安全管理ということで考えればエーエルエスの取付けと無線機取付けで、かつ、クロマグロを狙うということでの許可船みたいな形で移行していかないと、資源管理の根本的な確立ということには至らないんじゃないかなと思います。それを結局、個人の申告ではされておりますけれども、必ず船に乗って沖に出なきゃならない釣りですから、そういう意味では、船ごとの管理という形への移行が今後進めれば、より確実な資源管理、それからクロマグロの保護へとつながるんじゃないのかなというふうに思っております。

既に3年が経過して、それぞれの地区で実際の許可の範囲内での営業というものも定着しつつありますので、今後もこうしたシステムが、より釣り人にとってもマグロの資源管理にとってもいい形で進んでいただくことを願っております。

私の意見はそれだけです。よろしくお願いいたします。

○北門会長 徳永様、どうもありがとうございました。

次に、ウェブで御出席いただいております、公益財団法人日本釣振興会、柏瀬巖様、よろしくお願いいたします。

○柏瀬参考人 ウェブから参加ですけれども、失礼いたします。聞こえておりますでしょうか。

○北門会長 はい、はっきり聞こえております。

○柏瀬参考人 私は、公益財団法人日本釣振興会の常任理事を務めさせていただいております柏瀬巖と申します。

本日は貴重なお時間の中、発言の機会を頂きまして、まずはお礼申し上げます。

私ども日本釣振興会の中でも、この水産資源の持続的利用を目的とした管理に関してはおおむね賛同できるところであります。

また、私たち釣り人も、今までは釣り放題、獲り放題という価値観の中で釣りをやってまいりましたけれども、そろそろ釣り放題、獲り放題という価値観も改めなくてはいいな

いのではないかという議論も始まっております。

さて、クロマグロの遊漁に関する規制に関しては、2021年度から始まりまして3年が経過したところであります。クロマグロの遊漁の規制に関しても、スタート直後は水産庁も我々も、実際にクロマグロ釣りの実態というものがどのようなものか分からずに、手探り状態で始まったというふうに認識しております。ただ、この3年間、遊漁の規制に関しては、時期ごとの採捕量の割り振りですとか、1日当たりの採捕量、バッグリミットの制定等、なるべく公平な遊漁が楽しめるように制度の調整を頂きましたことを、この場を借りてお礼を申し上げます。

さて、次年度のマグロの遊漁の規制の内容につきまして、先ほどお示しいただきましたけれども、変更点が大きく3点あったと思います。

それぞれについて意見を申し述べさせていただきたいと思いますが、まず最初に、遊漁者が採捕、大型魚を採捕した場合に、今まで報告期間が5日以内であったところを3日以内に変更するということですけれども、こちらに関しては、より精度の高い管理が実現するということで、賛成であります。

また、今、アプリを使った報告ですとかITを使った技術とかを活用して、より正確に、より迅速に報告ができるようなシステムも構築中であるというふうに聞いておりますので、そちらの方にも期待していきたいと思っています。

次に、2番目として、時期別の採捕数量の割り振り変更に関してですけれども、こちらの方も、去年の実態を見据えた上で公平に釣りが楽しめるようにという配慮に関しては、おおむね現実的であるというふうに認識しております。

ただ、年間の釣り人の採捕可能量の目安の年間40トンという数字に関しては、3年間、実際にクロマグロの遊漁の規制をやってきて、実際にいろいろ実態も見えてきたところからすると、全体の日本の割り振り量が1万1,000トンのうち、パーセンテージで言うと0.4%ぐらいということで、ちょっと少ないのかなという実感はございます。

最後に、3番目の委員会指示に違反した場合、すぐさま直ちに裏付け命令の申請が出せるというふうにしていくということも賛成でございます。やはり3年間過ぎてみると、ちょっと正直者がばかを見るというようなことが見受けられると。先ほど城崎さんからも報告あったように、漁業調整委員会指示違反がちょっと年々増えてきているというような実感もございますので、正直者がばかを見ないように、罰則はもっと厳しくてもいいのかなというふうに思います。

私どものできることにいいましたらば、今回決まりましたルールの周知徹底と、この遵守をちゃんとしましょうという啓発を、更に努力していきたいと思っております。

私からは以上です。

○北門会長 柏瀬様、どうもありがとうございました。

それでは最後に、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会、森聡之様、よろしくお願いいたします。

○森参考人 よろしくお願ひします。JGF Aの森です。今年も発言の機会頂き、ありがとうございます。

ここ数年、クロマグロの資源回復してきていることを、我々遊漁者、皆感じています。これ、皆様方の多大な努力の上に回復してきているんだと思いますので、ありがとうございます。

一方で、日本の漁獲枠のうち我々遊漁には配分がないという現状に対しては、いまだに不安は感じています。辛うじて水産庁の留保枠のうち40トン割り振っているのが現状ですので、全体の1%にも満たないという話が先ほど日釣振の方からありますけれども、少し足りていないかなというのが感想としてあります。将来的には、枠を消費しない形のチャッチャ・アンド・リリースの遊漁を終年で認めていただきたいというのが我々JGF Aからの希望でございます。

リリースなんかできないという意見も昨年頂きましたので、リリースの動画を添付資料として水産庁の方に渡していますので、興味ある方は御覧になってください。

リリース後の生存率についても、海外の研究論文、水産庁の方にこれも送りましたので、興味のある方は見てみてください。およそ、おおむね95%前後ということになっています。

キャッチ・アンド・リリースの遊漁を周年で認めても、多分漁業者さんに不利益はないはずだと思います。むしろ遊漁船は漁業との兼業が過半数ですので、クロマグロ漁業の枠を使った後も、まだ目の前の海にマグロが泳いでいるとなれば、遊漁者を乗せて釣りに行くという業態の遊漁船もあると思います。なので、将来的に経済効果のことも考えると、悪い手ではないのかなと思います。

もう1点、今回の委員会指示の案についてなんですけれども、3、資料の4ページ目、(2)のイ、採捕したクロマグロの尾数及び重量を報告することになっているんですけれども、これ、バググリミットはそもそも1尾と決まっているので、この尾数という部分は省いても構わないかなと私は思っています。

資料の7ページ目の報告のフォームの部分でも、陸揚げした日の後に尾数記入するところあるんですけども、これ、バググリミット1なので、必ず1になるはずなんで、ここであって多分思う人いると思います。なので、今回どうなるか分からないですけども、次回から省いてもいいのかなって思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○北門会長 森様、どうもありがとうございました。

本日御出席いただいている4団体の皆様、日頃から資源管理に御協力を頂いている皆様だと思います。また、遊漁者に対しても釣りの現場で直接対話や説明を頂いて、言葉が適切かどうか分かりませんが、啓蒙活動等を頂いているという意味で、遊漁を通しての資源管理の大切さ、理解の増加に御尽力を頂いているというふうに理解をしております。ありがとうございます。

それでは、各委員の皆様あるいは水産庁の方から、お答えあるいは御質問、御意見等あれば受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○城崎室長 まず、水産庁からお話しさせてください。

各団体様、御意見ありがとうございます。いろいろな御指摘いただきました。

まず、報告の正確性でございます。

これ、確かに虚偽の報告があるとか、正確性どう担保するのかという話でございます。私どもの方でも、期間中は常時、その採捕の報告というのを注視しているわけでありまして、中にはやはりどうもおかしいぞというものもあります。そういうときにはその都度、報告した人に電話あるいはメールで個別に聞いて、実際にどこで釣ったのか、写真はあるのか等々、いろいろ理詰めして疑わしいものを外すと、そういうことをやっております。

そういうこともやりつつ、今お話があったように、そのアプリの改良等々も必要だと思っております。これまでも、令和4年度にはLINEを使って報告するアプリの開発を行いましたし、先ほどお話があったように、今、スマートフォンでアプリを入れた上でクロマグロを写すと、体長と重量の相関関係から重量を割り出して、それを水産庁の報告アプリにリンクさせるような、そういう仕組みも開発がほぼほぼできておりまして、できるだけ早い時期に導入をしたいと考えております。

また、やはり模倣犯的な報告を防ぐ意味でも、回避するためにも、例えば今普通の通信販売でもぼんと買えるわけじゃなくて、一回売主の方からパスワードを送られてきて、それを入れながら最終的な決済する、そういう仕組み。今、二重の検証のような、そういう

仕組みもございますので、そういうものも合わせて、可能な限り報告の正確性というのを担保していきたいと考えております。

それと、徳永様からは、今後のクロマグロの遊漁の管理の仕方として、やはり船を登録するなり、あるいはP B、プレジャーボートを特定するなり、いろいろ採捕する者をどういう管理下に置くんだと、そういう御提案があったと思います。まさしく、そこがこれからの議論になってくるのだらうと思っております。

先ほど御案内したように、水産基本計画では、クロマグロについても将来的にはT A Cによる総数量管理に移行するんだということ書いてございます。そういう将来像が示される一方で、今の現状は委員会指示でやっていて、誰が獲るか、釣るかも事前には分からないと、そういう状況でありまして、現状と将来像ではなかなかギャップがあるという状況でございます。そういうこと踏まえると、今後、遊漁による採捕の実態を一定程度把握する必要がある。そうしないと数量管理もなっていないと。そういうふうになりますと、先ほど承認とか届出、いろいろな言葉出てきましたけれども、例えば届出制のようなものを導入して、釣る人を特定する仕組みにしたらどうだとか、あるいは、先ほど話があったように、クロマグロというのは、遊漁船であれプレジャーボートであれ、いずれにせよ船に乗って釣りをするのがほとんどでございますので、その船の登録、届出的なものも併せてやったらどうだ。いろいろそこはアイデアが出てくると思いますので、そういうものを含めてこれから制度設計というのを進めていく、そのような時期に来ているのではないかなと考えております。

それと、柏瀬さんの方からは、正直者がばかを見ないようにすべきだという話がございます。これは正しくおっしゃるとおりで、私どもの方でも、日頃、一般の遊漁者の方からいろいろなお問合せいただきます。御叱責等々あるんですけれども、中にはやはり、どこどこで何々丸がこんなことやっているぞというような疑義情動的なものも相当ございます。そういうことが、皆さんが厳しい目を持って現場を見ているということの裏返しだというふうに思っておりますので、悪い人をどのように排除していくのかということになろうかと思えます。

そのためには、もちろん普及啓発というのは地味でありますけれどもやっていく必要があると思っております。遊漁船業者あるいはプレジャーボート、それぞれに対応した個別の、それぞれやり方があると思っておりますので、遊漁の対象に応じた多角的な普及啓発もやりつつ、それもやりつつ、他方で、実際に現場に入って取締りなりをしていくこととしております。

3年ほど管理をしていくと、やはり遊漁船業者あるいはプレジャーボート、クロマグロを対象にした釣り船、船が出る場所というのが大体特定はされてきています。漁港であれ、マリーナであれ、どの辺りで釣りをして、どの辺りに帰ってくるということも分かってきておりますので、そういう管轄する都道府県の協力も仰ぎながら、調査・指導・立入検査等々やっていく必要があると思っています。実際にも、去年も立入検査で、現場でクロマグロが水揚げしているところを押さえて摘発した事例も先ほど御紹介をしましたけれども、そういうものも逐次水産庁のホームページに掲載するなりして、実際こういうふうになるんだということを目に見えて知ってもらう、分かってもらうということもやるということでございます。

加えて、本日御提案申し上げているような委員会指示の内容の強化ということも併せて、そういういろいろなやり方を通じまして、正直者がばかを見ないような、悪い人には退場してもらうと、こういう意思を強く持って取り組んでまいりたいと考えております。

それと、キャッチ・アンド・リリースの話ございました。将来的にキャッチ・アンド・リリース認めてほしいというのも毎回この場でお聞きして、切実な要請だろうというふうにも理解はしております。

一方で、採捕、狙って釣ること自体がもう採捕になりますので、制度上はですね。キャッチ・アンド・リリースを念頭にした釣りというもの、キャッチをすること自体でも採捕に該当するので、採捕が禁止されている現状では、なかなかそれは法律的に相入れない部分があるということがございます。

一方で、漁業者の方が禁止をしている、手控えているという横で、クロマグロを遊漁者が釣っているのかという、そういう心情的なものもあろうかと思います。

また、まだクロマグロ遊漁者が特定されないという現状でいいますと、取締りの観点からもなかなか困難が出てくると。

私どもの方でも、3年ほどクロマグロ遊漁の管理をしますと、やはりキャッチ・アンド・リリースに非常に注力されて取り組まれている先進的な人達がいる一方で、クロマグロはやっぱし持ち帰って食べたいんだと、そういう方が多いということも現状だというふうにも認識しておりますので、そういう中でキャッチ・アンド・リリースを現時点で認めるというのは、なかなかこれ難しいなというのが正直なところでございます。

森委員からは、クロマグロをリリースする動画あるいはその論文というのがあり、水産庁にも御提供いただいております。動画についても、なかなか皆さん見る機会がない動画

だと思いますので、御希望があればこれ、水産庁からも各委員の方にも御提供していきたいと思っております。

それと、最後に、1尾というのはもうそもそも1尾で決まっているのだから、尾数というふうには書かなくてもいいんじゃないかとかのご指摘がありました。結果的には、確かに1尾しか水揚げはできないんですけれども、水産庁の報告アプリでクロマグロの採捕報告しようとする、採捕実績で尾数、例えば陸揚げは1匹なんですけれども、その人が1日のうちに例えば3匹など複数匹釣る場合もあって、その場合は、何匹合計釣って何匹逃げました、その引き算が1匹ですと、そういう報告の仕組みにも実際になっているところがあって、報告されるのは1匹ですけれども、その人がその日に何匹釣ったかというような報告のフォーマットにもなっている関係もあって、ちょっとここは、まずは1匹ですよというふうにはなっていないというふうになっております。その辺も、これから報告の実態等々踏まえて、実際には1匹なのに、尾数ってあると誤解を生じて、複数尾を上げていいような捉まえ方をする場合があるという懸念があるのであれば、それは確かに改めなくてはいけないと思いますので、そこは御意見踏まえてこれから検討をしてみたいと思います。御意見ありがとうございます。

以上、取りあえず説明でございます。よろしくお願いします。

○北門会長 ありがとうございます。

ただいま城崎室長の方から、参考人の皆様から頂いた御意見について、コメントを頂いたところです。

それでは、各委員の方々からもし御質問、御意見等がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

高濱委員、お願いいたします。

○高濱委員 質問という形で、今回の概要の2ページのところの委員会指示に違反した者への対応というところなんですけれども、お話の中で、正直な方が正しい評価をされるよというふうな言い方をされていたかと思うんですが、実は、このやり方だと、2回までは1年の間に違反してもいいというふうにも取れてしまうんですね。これは、委員会指示の関係だから、1年でリセットされてしまうというのが一方である、これも知っています。これ、キャリアオーバーできないのかなというのが一つと、一方で委員会指示の期間を長くすればキャリアオーバーすることになるんでしょうけれども。それは資源状況が上向いている中で、これは釣り人の方も喜ばないでしょうから。何かしらやはり、ここのと

ころは悪用されるのがちょっと嫌だなという、危険があるなというふうに思ったものから、ちょっと一言言わせていただきました。

以上です。

○北門会長 高濱委員、どうもありがとうございます。

○城崎室長 ありがとうございます。

確かにキャリーオーバーという考え方はあると思います。しかしながら、委員会指示は1年間で有効期間が切られているので、そこはどうしようもないというのが今の現状でございます。

この間に2回までと、確かにその2回までなので、そこを悪用されると、1回指導、裏付け命令あっても、その間もう少しできるのだからということもなるんですけども、そこは、これからは、裏付け命令というのは行政処分ですので、これまでの会長名による指導文書とは、それ、状況が全然違うということで、会長の指導文書で行くのと大臣名の行政処分の裏付け命令が行くのは違うと思っておりますので、そういうことも含めて違反は防止できるような牽制作用になればいいなと思っておりますので、そういう趣旨でこれからもその周知をやっていきたいと思っております。

貴重な意見、どうもありがとうございます。

○北門会長 ありがとうございます。

違反者の数が、今、太平洋では3名ということだったんですけども、この数が万が一増えていくようなことがあれば、高濱委員がおっしゃったようなことも考えなければいけないかなというふうに思いますので、貴重な御意見頂いたというふうに思います。

そのほか、いかがでしょうか。

關委員、お願いいたします。失礼いたしました。關哲夫委員、お願いいたします。

○関委員 すみません。

○關委員 ごめんなさい、宮城の關です。

参考人の方々の御意見伺っていて、今、3団体の方々が掌握されている釣り船の規模というか、人数の割合というのはどういう割合で、日本全体を掌握するためには、この4団体の方々がどれくらいカバーしているのかなというのをお聞きしたかったんですが。

○北門会長 御質問ありがとうございます。お伺いしましょうか。

○城崎室長 すみません、私どもはなかなか分からないのですけれども、例えばクロマグロ遊漁船事業者協議会の徳永さん、いかがでございましょうか。

○徳永参考人 よろしいですか。

私どもに今加盟していただいている船、船籍数でいうと130艇ぐらいではあるんですけども、とてもそんな数ではないですね。結局、今ですと認可制でも申告制でもないですから、もう本当に、ある場所でマグロが釣れるよということになると、そこにある遊漁船がほとんどマグロに行くような感じで。

例としては京都丹後、こちらは、以前はマグロが釣れるようなことなかったんですが、ここ2年ほどクロマグロフィーバーというかバブル状態で、もう本当に近場で100キロ超えるようなマグロがコンスタントに釣れていると。

それから九州の方も、私ども、10年ぐらい前までは七里ヶ曾根という対馬と壱岐の間にある大きな瀬で釣りをしていたんですが、あるときから一気にいなくなってしまうて、やっぱり壱岐の漁師さんなんかはそれで生計を立てていたんですが、それが全くもう生活が破綻した状態になってしまったのが、ここを2年ぐらいですかね、また急に戻ってきて、その戻ってきている魚がみんな100キロ超えみたいな感じですね。

それから、関東でいうと大室ダシの所ですね。あそこで釣れているマグロが大体平均で200キロから300キロクラスなんですよ。それ以前に太平洋のクロマグロは一回本当に絶滅状態になって、先ほどお話もありましたように、相模湾のメジが全く見えなくなった。それが今戻ってきているんですけども、結局その当時に獲り尽くした魚の生き残りたちが、顧みられず放置されたのがみんなでかくなっちゃったみたいな。

ですから、日本全国でどれほどの遊漁船がそれに関わっているかというのは把握できていない状態です。

ただ、本当に皆さんの努力のかいがあって、ありとあらゆるところで本当に魚が増えていく状態になっています。しかも、小型魚のメジから大型魚まで増えている状態なんで、遊漁船全体を把握しようとするときに、マグロに関わっている船がどれだけというのが捉え切れない状態です。

私どもの団体に加盟している方々というのは、その15年ぐらい前から、青森、竜飛の辺りでクロマグロ遊漁を専門にやっていた業者の方々が今も加盟していただいているんで、ただそれも、15年ぐらい前から私などは通っていたんですが、あるとき、もう本当に5年間で25キロの魚を私自身は1匹釣っただけと。竜飛に行くと1日1回100キロクラスのマグロが飛ぶのが見えて、3日通うと1回その魚にルアーを投げられるという状況が続いていたんですが、今は本当に、30キロ以下の魚をいかによけて、それ以上の魚を釣るのに苦

労するかぐらい魚は増えてきています。

それだけに、もう日本中の遊漁船が、チャンスあればそれで営業したいという状況になっていますんで、やはり、先ほどお話をさせていただいたような申告制、認可制みたいなところに移行しないと、慣れていない方々がいきなりその大きなマグロに挑んでも、事故が起きたりとか、認識がちゃんとしたリリースとかそういうことは。30キロ以下はとにかく逃がさなきゃいけないですから、適正な形で逃がせるような技量を持った遊漁船が増えていただかないと、実際問題、10キロ、20キロのマグロを逃がすということは、やっぱり慣れている者でないとなかなかできないんで。

御質問にちゃんと答えられなかったんですが、日本全国でどれだけの遊漁船がそれに当たっているかというのは、今現在では把握できておりませんし、今後はますます増えていくんじゃないかなというふうに認識しております。

○北門会長 徳永様、どうもありがとうございます。

また、関委員、どうもありがとうございます。

潜在的に多くの遊漁船が参入していて、これから先、資源状況を考えると、更に増えていくことが予想されるというお話だったと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

関委員、どうも、関いずみ委員、失礼いたしました。手が挙がっています。お願いいたします。

○関委員 すみません、東海大の関です。

一つはさっき宮城県の関さんと同じ質問だったんですけども、もう一つ、報告書の尾数をどう書くかというのがさっき話に出たんですが、このリリースした分も含めて尾数にするんだということだったと思いますけれども、つまりこれは、資源量を推察する上でリリースした数の把握も必要で、釣った全体の尾数をまず書いてもらって、陸揚げするのは当然1尾っていう解釈ですね。そうならば、やっぱりそれがきちんと分かるような書き方ができる票にするべきだと思います。書く人によって解釈が違ってくると、きちんとしたデータにならないと思うので、そういうところはみんなの解釈が一致するように、精度を高めていかれたらどうかなというふうに思いましたので一言。

以上です。

○北門会長 関いずみ委員、どうもありがとうございます。

城崎さん、お願いいたします。

○城崎室長　ありがとうございました。

まず、クロマグロ遊漁の規模感、先ほど徳永さんお話あった。確かになかなか分かりづらいなというふうに思っています。

しかしながら、30キロを超えるような大型のクロマグロを釣りに行くに、やっぱりそれなりの多分道具立てとといいますか、普通のアジとか、普通の釣りものと違うんだろなというふうに思っておりますので、それなりに特定されるのではないかと考えています。

他方で、菅原さんの話がいったように、普通の釣りをしているときにやっぱり小さいメジマグロが掛かるような場合も当然あるわけでありまして、そのときにちゃんと逃がすことができるか、持って帰らないようにするのかというのは、最終的には釣った個人の意思もありますけれども、遊漁船の船長さん、あるいはプレジャーボートのオーナーさん、彼らの指導というのも必要なんだろうと思います。

特に遊漁船業者の方は、漁業者と兼業が7割ぐらいいるというふうに言われておりまして、業者の兼業であれば当然、今の資源管理、特にクロマグロが置かれている状況というのを当然分かっているというふうに思いますので、船で釣りをさせるときには、クロマグロが釣られていないか、すぐ逃がされているか、持ち帰っていないかということをきちっと指導する。あるいは、大型魚を釣ったときにはちゃんと水産庁の方に報告してくださいよねということを指導してもらおう。そういうことが必要だと思っております、昨年の春に改正され、この4月に施行を予定されております遊漁船業法の適正化に関する法律でも、そういう資源管理の協力、遊漁船業者の取組というものも規定をしておりますので、そういうものも含めて指導なりをしていきたいと思っております。

それと、キャッチ・アンド・リリースの報告につきましては、今、キャッチ・アンド・リリースについては、陸揚げをしないので重量が把握できないことですか、放流したものについてまで報告の義務を課すということは現時点では過剰な要求ではないかということとで、お願いをしてございません。

しかしながら、クロマグロ遊漁の実態ですとか資源の状況、漁場の形成状況等々によりまして、正確に把握するために、キャッチ・アンド・リリースによる採捕についても情報を収集するということは有益であろうというふうに考えておりますので、その状況については今後の検討にしたいと思います。

特に関先生から御指摘があったように、誤解を招くようなことがあるのであれば、そこは修正をしなくちゃいけないという意識を持って、これからちょっと検討してまいりたい

と思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○北門会長 城崎室長、どうもありがとうございました。

関いずみ委員、どうも御意見ありがとうございます。

マグロ等の国際資源管理機関等でも、オブザーバーの乗船とか、あるいは電子監視システム等を通して遵守の役割とか、更にデータの質の向上を目的として取組がなされています。正確な漁獲統計、資源に関する統計等がよりよい資源評価と管理につながりますので、皆様の御協力をこれからも頂ければというふうに思います。

それでは、今回御説明いただきました委員会指示ですけれども、実用あるいは実用的な面等を通して制度の改定を、微修正といいますか、少し変更ですけれども、今回御説明を頂きました。本件について賛成又は反対について、皆様の御意見を頂きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、本委員会として、太平洋広域漁業調整委員会指示第46号を本日付けで発出するとともに、遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領及び遊漁者のくろまぐろの採捕の制限への違反者への対応方針を本日付けで制定することとし、後の事務手続上におきまして軽微の修正等があった場合、会長一任とさせていただきたいと思っております。

事務局においては、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いいたします。

参考人の皆様方には、貴重な御意見、誠にありがとうございました。

これにて遊漁に関する委員会指示の議題は終了となりましたので、以降の御退席は自由とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

それでは、ここで、ちょっと時間押してしまして、8分間休憩を挟みたいと思っております。17時から再開したいと思いますので、皆様、よろしくお願いいたします。

午後4時52分 休憩

午後5時00分 再開

○北門会長 それでは、17時になりましたので、再開したいと思います。皆様、御協力ありがとうございます。

では、議題2、太平洋南部キンメダイに関する委員会指示についてです。

本日、太平洋南部会で御確認いただいた太平洋南部キンメダイの資源管理に関しまして、

引き続き委員会指示を発出し、キンメダイ底刺し網漁業を管理していくことが必要というものです。

事務局より、資料の説明をお願いいたします。

○番浦補佐 事務局の番浦でございます。では、説明をさせていただきます。

まず、資料の２－１を御覧いただけますでしょうか。

委員会指示の御説明をする前に、今のキンメダイの広域資源管理の現況について御報告させていただきます。

２－１、１都３県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県における2005年から2009年の漁獲量は7,000トン弱で安定していましたが、現在、2022年には3,755トン。資源量については、長期的には減少傾向にあり、2022年は約3.3万トンとなりました。親魚量については、2000年代前半まで3万トン台であり、その後は減少傾向にありましたが、2017年以降は増加傾向にあり、2022年は2万7,600トンとなりました。

続きまして、同資料の番号２を御覧ください。この番号２の関連漁業書類に関しては、例年と変わりがないので割愛をさせていただきます。

続きまして、番号３の資源管理の方向性についてでございます。ここについても昨年度から記述に変更はありませんが、資源管理の方向性の関連で数量管理に関する議論が継続しておりまして、数量管理に係る議論に関しては番号６の方で後ほど説明をいたします。

続きまして、番号４の資源管理措置についての記載についてです。これに関しても昨年度から変更はございません。

続きまして、２ページ目の５番目の関係者間の連携体制について説明をさせていただきます。

ここに関しまして、キンメダイは例年、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会を通じて資源管理の議論を重ね実践してきましたが、キンメダイの持続的利用を確保するための予防措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の代表者、行政・研究担当者、水産庁及び水産機構で構成される漁業者代表部会を設定し、同部会を開催することとなっております。本年度は、この漁業者代表部会と漁業者協議会を一緒に開催することとしておりまして、３月８日に千葉市で開催することとしております。

続きまして、番号６を御覧ください。

ここに関しまして、資源管理手法検討部会で整理された意見・論点の対応となっております。キンメダイ太平洋系群に関しては、令和４年12月20日に資源管理手法検討部会を開

催し、数量管理に係る意見・論点を整理したところでございます。これらの論点などについては、先ほどお話をした漁業者代表部会や漁業者協議会の枠組みや個別の意見交換会などを通じて、今後の方向性などについて検討を進めていく予定でございます。

この資源管理手法検討部会で頂いた具体的な論点に関しては、資料２－２の方に添付しておりますので、後ほど御確認、お願いいたします。

すみません、マイク聞こえていなかったようですので、６番からまた説明をさせていただきます。

続きまして、６番のところですが、資源管理手法検討部会で整理された意見・論点の対応です。キンメダイ太平洋系群については、令和４年１２月２０日に資源管理手法検討部会を開催し、数量管理に係る意見・論点を整理しております。これらの論点などについては、先ほどお話をした漁業者代表部会や漁業者協議会の枠組みや個別の意見交換会などを通じて、今後の方向性などについて検討を進めていくこととしております。具体的な論点に関しては資料２－２として添付しておりますので、後ほど御確認、お願いいたします。

続きまして、委員会指示の説明に移ります。資料２－３を御覧ください。

資料２－３に関しては、これから説明いたします委員会指示の概要を示す資料でございますので、本体の方、２－４以降に、本体を２－４以降の資料で説明いたしますので、適宜御参照のほど、よろしくお願いいたします。

では、資料２－４を御覧いただければと思います。今回御審議いただく太平洋広域漁業調整委員会指示第４７号（案）の概要となっております。

キンメダイを獲ることを目的とする刺し網漁業につきましては、太平洋の公海においては大臣の許可、それから、各都県の管轄海域におきましては漁業権漁業又は知事許可に基づいて営まれております。それ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水、いわゆるＥＥＺでは自由漁業として営まれているということでございます。

ここで、キンメダイの資源の管理・回復を図るために、ＥＥＺ内の漁業についても一定程度の規制を掛ける必要があるということで、引き続き委員会指示による規制を継続させていただきたいということで、今回御審議させていただきたいというものでございます。

基本的には、ここの資料２－４にもありますとおり、操業の承認を受けていただくということと、ここの２番目に記載があるところでございます。

それから３番目、承認証の船舶保持義務です。

その船舶保持義務のほか、また続きまして、次のページめくっていただくと、資料２－

4の方にありますが、この承認番号の船体表示などの規制がここの中で記載されているところでございます。

ここの改正部分についてなんですが、基本的には現行の委員会指示の年月と、それから期間の更新ということで、改正部分を赤字で、傍線部で示しているところでございます。

規制の内容については従前と大きな変更はございません。

それから、後ろの方にも事務取扱要領も添付させていただいておりますが、こちらに必要な年月日の更新と、それから、委員会指示番号の更新ということで、昨年までの規制の内容、事務手続の内容などに大きな変更はないという状況でございます。

こちらの内容で、引き続きキンメダイの底刺し網漁業に対する委員会指示を発出させていただきたいということにつきまして、御審議をお願いできればと思います。

では、皆様にお配りしている資料について、念のため確認をさせていただければと思います。

資料2-4の3ページ目、ここで、これ、基本的に様式類は変わっておりませんので、ここでキンメダイの底刺し網漁業承認証がございます。

4ページ目につきましては、ここに関してもキンメダイの底刺し網の漁業承認証の例がございます。

続きまして5ページ目、ここは船体表示の例があります。

続きまして6ページ目、「きんめだい底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領（案）」がございます。ここで、変更部分に関しては赤字で記載があります。

続きまして、8ページに「きんめだい底刺し網漁業承認申請等に必要な書類の一覧表」が付いております。

続きまして9ページ目、「きんめだい底刺し網漁業承認申請書」がございます。

続きまして10ページ目、「船舶使用承諾書」がございます。

続きまして11ページ目、「適格性に関する誓約書」がございます。

続きまして12ページ目、「代表者選定届」がございます。

13ページ目、「年間操業計画書」がございます。

14ページ目、「廃業届」がございます。

続きまして15ページ目、「紛失届」がございます。

16ページ目、「相続同意書」がございます。

17ページ目、「きんめだい底刺し網漁業漁獲成績報告書」がございます。

説明に関しては以上となります。

○北門会長 番浦さん、どうも御説明ありがとうございました。

キンメダイ底刺し網漁業に係る委員会指示についての御説明でしたが、基本的には年月日の更新のみということだと思います。

それでは、皆様、御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

あるいは御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

特段ございませんようでしたら、キンメダイ底刺し網漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第47号に関して、皆様、賛成、反対について御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。

皆さん賛成いただきましたということで、委員会としまして太平洋広域漁業調整委員会指示第47号を本日付けで発出するとともに、キンメダイ底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領を本日付けで制定することとし、今後の事務手続上におきましては、軽微な修正等があった場合、会長一任とさせていただきたいと思います。

事務局においては、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、次に議題3、広域魚種の資源管理についてです。

本日の午前中から当委員会の太平洋北部会、太平洋南部会がそれぞれ開催されたところでございますが、当委員会事務規程第14条におきまして、それぞれの部会での調査、審議の結果を当委員会に報告しなければならないこととなっております。

まずは3の1、部会における取組について、事務局より御説明をお願いいたします。

○番浦補佐 事務局の番浦です。説明させていただきます。

まず、資料3-1「複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況」を御覧ください。

ここでは19魚種・系群などについて記載しておりますが、このうち、太平洋北部会で議論しました2番のマダラ、3番の太平洋北部沖合性カレイ類、そして、太平洋南部会で議論しました5番の太平洋南部キンメダイ、6番の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種（トラフグ、マアナゴ、シャコ）及び伊勢湾・三河湾イカナゴについての御報告となります。

なお、本委員会で取り上げるものは、4番、マサバ太平洋系群、それから19番の太平洋クロマグロとなっております。

続きまして、部会における議論した事項について、報告をさせていただきます。

まず、北部会について。

本日午前中に開催されました太平洋北部会におきましては、この資料の3-1に掲げられております魚種のうち、2番のマダラ、それから3番の太平洋北部沖合性カレイ類としてのサメガレイ、ヤナギムシガレイなどにつきまして、それぞれ水産研究機構から資源の水準や動向などについて評価結果の報告がなされ、その後、事務局の水産庁仙台漁業調整事務所から、カレイ類の広域資源管理の取組としましては、資源管理措置の内容、関係者による連携体制や状況についての報告並びに、マダラ陸奥湾産卵群の資源管理措置の取組としましては、資源管理措置の資源管理の取組実施状況などについての報告を行い、その後に議論を頂いています。

ここで、委員の皆様からは資源状況における変化に関して御質問がありましたところ、これに対して水産機構から、キチジを含め4魚種に関して資源は安定しているとも言えるけれども、サメガレイについてはCPUが少し下がっていることや、ヤナギムシガレイについて親魚量が多いため、この資源が蓄積すると再生産関係が変わってくる可能性について、御説明がありました。

そのほか、資源の管理面ですが、サメガレイの資源水準を上向きに転じる方策について、具体的な方策に関して御質問があったところです。これに関して事務局から、資源状況を把握した上で、今後検討していくとの回答がございました。

続きまして、南部会の議論内容について報告をさせていただきます。

午後に開催されました太平洋南部会におきましては、同じく資料3-1の5番の太平洋南部キンメダイ、それから6番の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網対象種としてのトラフグ、マアナゴ及びシャコにつきまして、それぞれ水産研究・教育機構から資源評価の水準や動向についての評価結果の報告がなされました。また、その後、事務局の水産庁から、小型機船底びき網漁業対象種の広域資源管理の取組として、資源管理の取組実施状況などについて報告を行い、その後に議論を頂いております。

そして、7番の伊勢湾・三河湾イカナゴにつきましては、急激な資源状況の悪化に伴い、平成28年以降自主休漁が行われているものの資源が回復しておらず、令和3年11月の南部会からは委員会指示の発出についての提案を一時休止しております。そして、この委員会

指示に関しては状況に応じて検討していくこととしたところです。その後、今年度の漁期前調査や夏の夏眠魚調査においても採捕が見られず、操業再開の兆しが見られないことから、本年についても委員会指示の休止を継続とし、また、資源管理の取組についても新たな情報が得られておらず、変更がないことから、令和4年11月の南部会から、このイカナゴの資源管理に関して、そのほかの議題の中で状況を報告させていただく形としております。このイカナゴ資源に関しては、今後操業が再開される見込みとなりましたら、南部会の個別の議題として取り扱うこととなっております。

なお、この南部会での議論の中で、委員の皆様からの御意見として、キンメダイ資源に関して、漁獲の与える影響は資源に対して軽微であるというふうな御意見がございまして、資源状態、漁獲圧ともに問題がないはずであるため、数量管理ではなく実績管理による管理を続けたいなどの御意見がございました。これに関しまして事務局からは、環境変化がある中でも数量管理で資源が持続的に利用できるようなことができるというような説明をいたしました。

事務局からの報告は以上となります。

○北門会長 御説明ありがとうございます。

ただいま、北部会それから南部会の議論の内容について御説明いただきました。御質問、御意見等ございましたら承りますが、いかがでしょうか。

特段ございませんでしょうか。

リモートの皆さんもいないです。

それでは、次の議題に移りたいと思います。3-2、マサバ太平洋系群の広域資源管理についてです。

まずは水産研究・教育機構水産資源研究所から資源評価の御説明を行い、続いて、事務局から資源管理の方向性について御説明いたします。

それでは、水産資源研究所の福若浮魚資源部長より、マサバ太平洋系群の資源評価について御説明を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福若部長 どうもありがとうございます。水産研究・教育機構の福若と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料に関しましては、資料3-2-1を御覧ください。

このマサバ、ただいま御説明いたしますマサバ太平洋系群の資源評価は、昨年11月28日に資源評価会議、各水試さん、それから我々の事業の共同実施機関と会議を持ちまして、

11月28日に資源評価の更新をしております。その結果を御報告させていただきます。

まず、上の①と書いたスライドを御覧ください。

この左上の図ですが、これはマサバ太平洋系群の分布図を示しております。マサバ太平洋系群、太平洋に分布するマサバの群れです。これから御説明いたしますマサバ太平洋系群の漁獲量や資源量というのは、漁期年、ここでは7月から翌年6月の数値を示しております。

次に、左の下の図2を御覧ください。これはマサバ太平洋系群の漁獲量の推移を示したものです。近年では、2013年の漁期以降、増加傾向にあります。日本の漁獲量に関しましては2021年漁期以降に減少傾向を示しておりまして、日本の漁獲量、2022年漁期は9.5万トンでございました。それに加えて、2022年漁期のロシアによる漁獲量は4.4万トン、それから中国による漁獲量は9.7万トンとなっております。この中国による漁獲量というのは公海域での漁業というふうになっております。

次に、右の図、図3を御覧ください。これは年齢別の漁獲尾数を示したものです。漁獲量の中で、何歳のマサバがいましたかということを示しています。基本的には0歳、1歳が主体なんですけど、近年は0歳、1歳以上、2歳以上の割合が増加したんですが、また2021年以降では0歳、1歳魚が主体となっております。

下のスライド②を御覧ください。

左の図です。これは、先ほどの年齢別漁獲尾数から推定した資源量・親魚量・加入量の推移を示したものです。青い線が加入量を示しておりますが、近年では2013年にほんと高くなっております。この加入量、2013年の漁期の極めて高い加入量によりまして、その後の資源量、このオレンジ色の資源量が大幅に増加いたしました。そういうことで、その資源量に関しましては、2022年漁期は385.0万トンと推定されております。親魚量は灰色で示しておりますが、この親魚量の近年5か年の動向に関しますと、これは減少傾向ということになっております。

次に、右の図を御覧ください。これは、同じく年齢別漁獲尾数から推定いたしました年齢別の資源尾数になっております。どれぐらいの資源が海の中にいるかということを示しておりまして、この資源尾数、年齢別の資源尾数に関しましては、0歳と1歳を中心に構成されております。

では、次のページを御覧ください。上のスライド③を御覧ください。

この左の図です。これは再生産関係と申しまして、親魚の量から、その親魚から生まれ

た子供が漁獲されるサイズになった加入量を示しております。そうしますと、この親と子の関係ということになります。この親と子の関係は、平均的にはこの青い線で示したホッケ・スティック型の再生産関係に従っておりますが、御覧いただいているとおり、大きく上下に変動しているということになります。2022年はちょうど真ん中の辺り、青い線の上側で、平均的な加入尾数というふうに考えております。

次に、右の図を御覧ください。これは、この再生産関係から推定しました最大持続生産量、MSYというものを示したのですが、このMSYというのが、緑の矢印の一番上のところ、この曲線がピークになったところの平均漁獲量を示しておりますが、これが37.2万トン。この緑の矢印を下の軸にぶつかったところ、これがMSYを実現する親魚量ということになりまして、154.5万トンと推定されております。この154.5万トンの親魚量というのが目標管理基準値ということになっております。それから、この緑の矢印よりも左側に黄色い矢印がありますが、これがMSYの60%に相当する矢印でございまして、これが限界管理基準値。この黄色の矢印が横の軸にぶつかったところが限界管理基準値となりまして、56.2万トンとなっております。2022年漁期の親魚量は93.4万トンと推定されておりますので、目標管理基準値を下回りますが、限界管理基準値を上回るという数値になっております。

では、下のスライド、④番のスライドを御覧ください。

左の図は神戸プロットと申しまして、これによりまして資源の状態を端的に示すという図になっております。2022年のところは青い丸で囲っております。2022年漁期の親魚量は、先ほど申しましたとおり、目標管理基準値を下回っておりますが、限界管理基準値を上回っております。そして、この漁獲圧、縦軸なんです、漁獲圧に関しましては、MSYを実現する漁獲圧を僅かに下回っているという状況でございます。

右の図は現在用いられている漁獲管理規則を示しておりますが、MSYを実現する漁獲圧に乗じる調整係数というものは0.9ですよということを示しております。

では、次のページを御覧ください。上のスライド5番、⑤のスライドです。

この漁獲係数に乗じる係数0.9とした現在の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合には、左の図では将来の親魚量は、赤線で示していますけれども、目標管理基準値を上回って推移するだろうと考えておりますし、それから右の図、将来の漁獲量に関してはMSYの水準付近で推移するというふうに考えております。

下のスライド、⑥番を御覧ください。

これは、将来の平均親魚量と将来の平均漁獲量をシミュレーションしまして平均を求めたもの、要するに予測したものというふうになります。ただ、あくまでもこれは平均を予測したもので、実際にこのようになるというわけではございません。

ですが、この平均値に基づいてA B Cを計算いたしますと、この β は0.9ですので、下の表、表2の赤く囲ったところの2024年の部分を見ていただきますと32.7万トンとなります。これが2024年漁期のA B Cとなります。32.7万トンです。ただしこれは、先ほども申しましたが、ロシアと中国の漁獲も合わせた、外国漁船の漁獲も合わせた値としてA B Cを計算しております。

この β 0.9という現在の漁獲管理規則を維持しまして、ずっと将来、2030年までにこの β 0.9の漁獲管理規則を維持いたしますと、上の表の一番右のところにありますとおり、2030年漁期までに親魚量が目標管理基準値を上回る確率というのは48%というふうに見込まれると私どもは考えております。

私からの説明は以上です。

○北門会長 福若部長、御説明、どうもありがとうございました。

それでは、御質問等ございますでしょうか。あるいは御意見ございますでしょうか。

關哲夫委員、お願いいたします。

○關委員 確認をさせていただきたいんですけれども、外国籍のロシアの漁獲は、これは日本のE E Z内なのか、公海も含むのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○福若部長 ロシア漁船の操業海域に関しましては、北方四島沖、それから、その北側の千島列島沖、それから、一部日本の200海里内というふうになっております。公海でのロシアの漁獲量はほとんどないと考えております。

○北門会長 御質問ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

もしないようでしたら、続きまして資料3-2-2、マサバ太平洋系群の広域資源管理について、事務局より説明をお願いいたします。

○番浦補佐 事務局の番浦でございます。

では、資料3-2-2、マサバの太平洋系群の広域資源管理に関して説明をさせていただきます。

まず、1、資源の現状ですが、ここに関しては、今、水研機構の方から詳細な御説明いただきましたので、割愛をさせていただきます。

2 ポツの関係漁業種類について、ここも例年と記載は変わりありません。

(1) は大臣許可漁業で、大中まき網漁業がマサバ太平洋系群を対象としておりまして、
(2) の知事許可漁業等においては、千葉県、神奈川県、静岡県ごとに、これを対象としている漁業種類の記載が、右に記載がございます。

続きまして、3 の資源管理の方向性でございますが、ここに関して、マサバ太平洋系群の資源管理につきましては、資源管理方針に定められた本系群の資源管理の目標の達成を目指すことを基本としております。先ほどの資源評価結果にも示されておりましたが、最大持続生産量を達成するために必要な親魚量154万トンを目指すということで、それに向けて漁獲可能量数量管理を行いまして、MSYを実現する資源量への水準の回復を図ることとしております。

また、漁獲可能量による管理に加えまして、毎年変動する資源の来遊状況ですとか、あるいは、漁業の実態に即した管理手法として引き続き自主的管理の取組が重要であると位置づけられておりますので、公的規制のほか、資源管理協定などに基づきまして、漁業者による自主的管理を併せて行うこととしていただいております。

4 番、関係者による連携のところでございます。マサバ太平洋系群に関しましては、必要に応じて、行政・研究担当者会議や漁業者協議会を通じまして管理方策の改善を検討することとしております。

続きまして、次のページを御覧いただきまして、マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況でございます。

この部分に関しまして、まず変更点なんですけれども、資源管理協定の移行に伴いまして、1 (1) の記述が変更となっております。以前は年間60日以上のお休漁というふうな書き方がされていたんですけれども、ここは「管理海区ごと又は管理期間ごとの漁獲可能量の遵守」という記載となっております。

また、その下の部分の表に、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に臨時休漁も実施している状況であり、その実績が記載されているところがございます。

続きまして3 ページ目、御覧ください。各県関係企業の自主的管理と、その取組状況でございます。

これについて、先ほど御説明をいたしました関係漁業種類による自主的管理措置を記載しているものでございます。基本的には休漁日の設定、それから操業日や時間の規制を設定しておりまして、実績管理に取り組んでいるという現状を示しております。

事務局からは、簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○北門会長 御説明ありがとうございました。

それでは、御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

引き続き資源評価の高精度化、そして資源管理の取組等について継続していくことかと思えます。

福若さん、それから番浦さん、どうも御説明ありがとうございました。

それでは、議題の4に移りたいと思います。議題4、その他となります。

1番目、TAC魚種拡大に向けた検討状況について、事務局より御説明をお願いいたします。

○永田室長 資源管理推進室長の永田でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、4-1から始まるものを御覧ください。この資料につきましては、昨年の12月に委員の皆様へ送付させていただいた資料にも含まれていたものとほぼ同じ内容になっておりますので、時間の関係もあり、簡単に御説明させていただきたいと思えます。

1ページ目の表のみ、昨年の12月から今年の2月現在に更新されているというものになっております。この1ページ目の表は、新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいて、新たなTAC管理対象候補とされている水産資源について、資源ごとの現時点での検討の進捗状況をお示ししたものでございます。

皆様よく御存じかと思えますけれども、この検討につきましては、資源評価結果が公表された後に、まず、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置されました資源管理手法検討部会を開催しまして、論点や意見の整理をした上で、資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合を開催し、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオ等の議論を行うとともに、また、新たにTAC管理を行うに当たっての課題の解決について議論するという事となっております。

前回この進捗状況について御報告したのが令和4年11月、第38回の太平洋広域漁業調整委員会でしたので、それ以降の動きとしましては、資源管理手法検討部会第9回から第17回まで計9回開催いたしまして、18資源について論点・意見の整理をいたしております。その内容につきましては、2ページ目以降に資料として付けております。この取りまとめですとか議事録等につきましては、水産庁のウェブサイトでも既に公表されております。また後ほど御覧いただければと思います。

また、10資源につきましては、延べ14回、ステークホルダー会合を開催いたしまして、

その結果、今日冒頭の御挨拶で部長が申し上げたとおり、カタクチイワシ対馬暖流系群、ウルメイワシ対馬暖流系群につきましては本年の1月からTAC管理が開始されておりまして、マダラ本州太平洋北部系群及びマダラ本州日本海北部系群につきましては本年7月からのTAC管理開始される予定となっているというところでございます。

この間、この表に記載している資源管理手法検討部会やステークホルダー会合以外にも、関係する都道府県等と相談の上で、また水産機構にも協力を頂いて、資源評価ですとか今後の資源管理について現場での説明・意見交換、いわゆる浜回りも実施してきているところでございます。

さらに、TAC管理導入当初は柔軟な運用として課題解決を図りながら、段階的に順次実施するステップアップ管理を導入するということを提案させていただいているほか、関係者の皆様の御意見も踏まえて、資源の利用実態等を基に、資源管理に影響のない範囲で柔軟な運用も検討しているところでございます。部会も含めまして、この太平洋広域漁業調整委員会で広域魚種の資源管理について取り上げている資源といたしましては、関係するものとしては、マダラ北海道太平洋、ヤナギムシガレイ太平洋北部系群、サメガレイ太平洋北部系群、それからトラフグ、キンメダイ等でございます。

また、今後の予定といたしましては、ステークホルダー会合の開催予定が、この表にも赤い字で書いてある部分でございます。3月5日にマダイ日本海西部・東シナ海系群の第2回、それから、この表では「3月中旬予定」と記載しておりますが、マダラ北海道太平洋及びマダラの北海道日本海の第2回ステークホルダー会合につきましては、3月15日に開催を予定しているというところでございます。表の中で「今後開催」としているものにつきましては、現時点では具体的なスケジュールは未定のものでございます。

以上、簡単でございますが、御報告いたします。

○北門会長 永田室長、どうも御説明ありがとうございました。

皆様、御質問、御意見等ございますでしょうか。

關哲夫委員、お願いいたします。

○關委員 最近、トラフグは太平洋側でもかなり漁獲が増えているんですが、これらに関しては、系群という理解はないのでしょうか。

○北門会長 すみません、何という理解です。最後ちょっと聞こえなかったんですけれども。

○關委員 系群。

○北門会長 どうでしょうか。どなたに答えたいでしょうか。トラフグ。

じゃ、福若部長、お願いします。

○福若部長 御質問どうもありがとうございます。

現在、トラフグに関しましては、報告いただいたとおり、太平洋側では伊勢・三河湾の系群のみを、まずは資源評価をしております。

ただ、太平洋側のそれ以外、東京周辺だとか、またもっと北の方も漁獲が増えてきております。そのトラフグに関して、実際に伊勢・三河湾系群だとか日本海の系群と交流があるかどうかという面に関しますと、標識放流などで日本海側で放流したものが太平洋側の東北地方で漁獲されたりもしておりますが、実際にそれが、日本海系群が太平洋側に出てきているのか、それとももともとあった、東北とか東京湾にあった系群が増えているのかというのは、今のところまだ分かっていないというか、調査中という状況でございます。

○北門会長 ありがとうございます。

關哲夫委員が御質問、そして福若部長、御回答、どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

資料４－１の表を見ると、まだまだ空白があって、この後の手続等大変かと思うんですけども、会議の運営それから調査・研究、そして取りまとめ等、皆様の御尽力があって進むかと思しますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、ちょっと急いで申し訳ないんですけども、その他の２ですね。令和６年度資源管理関係予算についてです。

引き続き、永田室長、よろしくお願いいたします。

○永田室長 引き続き、永田から御説明いたします。資料の４－２を御覧ください。

令和６年度予算につきましては、昨年末に政府として予算を決定し、今正に国会で審議の対象となっているところでございます。資料はその予算案の内容となっております。

１ページ目、タイトルにありますとおり、この資料８ページ目までは水産関係予算の主要事項について、項目ごとの金額と内容を簡潔にまとめたものとなっております。このうち資源管理に関係する予算につきまして、簡単に御説明いたします。

まず、１ページ目の四角囲みの１「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」という項目でございます。資源管理関係の予算は、大半がこの項目に含まれることになります。

この中で関係してくるものとしたしましては、①の漁業経営安定対策の着実な実施、それから②の資源調査・評価の充実と新たな資源管理の着実な推進というところでございます。

順序が前後しますが、まず、②の資源調査・評価の充実と新たな資源管理の着実な実施について御説明いたしますと、こちらはデジタル庁計上を含めまして58億円となっております。

もう少し詳しい資料が資料の10ページ目、横長のカラーのもので、「水産資源調査・評価推進事業等」というタイトルのものがございます。

こちらは、データの収集及び資源調査、さらに評価の拡充、精度向上や、その情報提供等による理解の促進等を推進するという内容のものでございます。資源評価の対象魚種は192種まで拡大したところでございます。その評価の推進、あるいは更なる高度化に向けて、また、スルメイカやサンマ等の不漁の要因の解明を進めるというようなことで、都道府県研究機関等との連携協力した調査船調査、あるいは漁業者の皆さんに協力も頂いて漁船を活用したデータ収集、調査、さらには市場調査といった内容となっているものでございます。

次のページに、「新たな資源管理システム構築促進事業」とございます。

こちらは、新漁業法の下でTAC管理等を円滑に推進するため、例えば定置網漁業などにおける選択的漁獲等のための技術開発の推進、TACやIQの導入に向けた漁業者の取組支援、資源管理協定の履行確認及び取組の検証のため、また、遊漁については実態把握や資源管理のための指導等の実施のため、それぞれ支援等を行うこととしております。

このほか、国際資源につきましては漁獲物の合法的な水揚げ確保についての管理体制の構築も推進するといった内容となっております。

前の方に戻っていただきまして、3ページ目を御覧ください。四角囲みの3として「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」とございます。

この①に水産業のスマート化の推進とあります。

こちらは、もう少し詳しい資料でいいますと、後ろから2ページ目、「スマート水産業推進事業」というものがございます。

漁獲情報収集体制の強化等に関する予算でして、TAC魚種の拡大等にも対応するシステム改修のほか、システム連携等に向けた調査等も推進するというような内容でございます。こちらは令和5年度の補正予算と合わせて実施していくというようなものとなっております。

おります。

同じくこの四角囲みの3につきましては、4ページ目、⑥「内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策」という項目がございます。この項目には広域種等の資源回復に向けた種苗生産・放流に関し資源造成効果の検証の支援、キンメダイ等の種苗生産・放流技術の開発、また、資源評価の精度向上に資する標識応用技術の開発を行うといったものが含まれているところでございます。もう少し詳しい資料は、資料の一番最後、13ページ目にございますので、後ほど見ていただければと思います。

最後に、一番最初へ戻りまして、四角囲み1番の①漁業経営安定対策の着実な実施。こちらは、皆さん十分御承知だと思いますが、資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策、いわゆる「積立ぶらす」の実施ということの予算となっております。

簡単でございますが、以上でございます。

○北門会長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、今の予算関係の御説明につきまして御質問、御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

特段ございませんでしょうか。

もしないようでしたら、次へ進みたいと思います。

永田室長、どうもありがとうございました。

続きまして、議題4、その他の3番目、「沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果」、これは資料4-3となります。これは令和5年4月の一斉更新の結果となっております。既に資料で報告済みの事項であり、説明は割愛させていただきますとのことです。

次の議題4のその他4番になります。資源管理基本方針の別紙3についてですけれども、事務局から御説明をお願いいたします。

○番浦補佐 事務局の番浦でございます。では、説明をさせていただきます。

まず、資料4-4を御覧いただけますでしょうか。

まず、1枚目なんですけれども、この資料の位置づけについて御説明をさせていただきますと、ここで資源管理基本方針の一部変更、アカガレイ日本海系群など14水産資源の別紙3への追加についてとありまして、これ、資源管理基本方針の一部変更、告示の変更に係る部分で、3ページ目以降に関して、実際に告示の変更に関わる文章の記載があります。

ただ、ちょっとこの内容、非常に分かりにくいというがあるので、また資料の16ペー

ジ目で説明をさせていただければと思います。

この資源管理基本方針の別紙についてなんですけれども、ここで別紙、個別の生産資源に関しては、この別紙において、その管理目標などの資源管理の方針を記載することとなっておりまして、別紙2というのが特定水産資源、つまりTAC対象魚種となっております、別紙3に関しては、この16ページ目の説明書きにございますとおり、この別紙3については特定水産以外の水産資源の資源管理方針を定める別紙であって、漁獲可能量による数量管理は行われていない水産資源の資源管理方針を規定するものでございます。

ここに関して、今般、漁獲可能量による数量管理は行われていないものの、国による資源評価が行われ、漁業者による自主的な資源管理措置が導入されている国内資源のうち、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業などの主要対象種である以下の1から13までの水産資源、及びいか釣り漁業の主要対象種である以下の（14）の水産資源の資源管理目標を定め、特定水産資源を、当該水産資源を別紙3に追加することとさせていただきます。

なお、ここに記載されている魚種に関しては、大臣許可漁業の資源管理の協定の対象となっております。ここで、そういう位置づけでもって協定の移行に伴いまして、この大臣管理漁業が対象とするこれらの魚種に関しても別紙3に追加する必要があるということでございます。

この内容につきましては、トップページに戻っていただきますと、令和6年の2月8日に水産政策審議会の方に既に諮問をしております、原案どおり答申を頂いているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

○北門会長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

特段ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次へ進みたいと思います。

残りの議題ですけれども、その他の次の今後の開催について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○番浦補佐 事務局、番浦でございます。

口頭による御説明となりまして大変恐縮でございますが、これまでの広域漁業調整委員

会は、各年度において11月頃と翌年3月ごろの2回をめぐりに開催してきたところでございます。しかし、議題が報告事項のみの場合には報告のみの対応とする柔軟な開催について、委員の皆様からもおおむね御理解を頂きまして、昨年11月においては広調委及び部会を開催せずに、資料の送付のみとさせていただいたところでございます。

なお、令和6年度の秋につきましては、沿岸くろまぐろ漁業の一斉更新の議題が予定されておりますので、通常どおり広調委及び部会を開催する予定でございます。

説明、以上となります。

○北門会長 御説明ありがとうございました。

今後の開催予定について、今御説明を頂いたところです。いかがでしょうか。

ありがとうございます。

これで、議題その他として予定しているものは以上となります。

ただ、せっかくの機会ですので、その他の議題としまして、委員の皆様から何か情報提供あるいは御発言等ありましたら、マイクをオンにして、あるいは挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。

竹林委員、お願いいたします。

○竹林委員 青森の竹林です。

日頃のマスコミ等でお騒がせしていることをお詫び申し上げたいと思います。

そのマグロについて一言お話しさせていただきたいと思いますが、各方面から要望・陳情等があるということを承知しております。資源管理が始まりまして、ここ数年でハイペースの回復が進んでいると思われれます。そして、大型化もしているという状況にあるかと思えます。今の沿岸漁業はイカの不漁等で危機的状況にある。そこで、漁船漁業を営む定期承認以外の漁業者にも、遊漁同様の1人1本の枠というような処置をお願いしたいなと思います。検討していただけますでしょうか。お伺いします。

○北門会長 竹林委員、御意見ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○魚谷部長 資源管理部長です。

クロマグロにつきましては、漁業者の皆さん、それは承認漁業者で、広調委の承認の下に操業されている方であれ、その他の大臣許可漁業も含めて漁獲されている方々であれ、この管理、厳しい管理が始まって以来、非常に苦労されて、枠の遵守というのをされてきているということは我々としても認識はしております。その成果として資源自体は回復し

てきていて、そこが正に悩み、逆に悩みの種といいますか、逃がさなきゃいけない、あるいは操業もままならないという状況にあるということについても認識はしております。

そういう中で、なかなか今の枠というか枠組みの中で、枠のT A Cの配分を受けて苦勞されている方々がいる。さらに、ある意味、新規参入的な方々にもという御趣旨だと思いますけれども、なかなかその全体の枠が増えていない状態で、そういう方々に更に、となりますと、既存で苦勞されている方々の枠を削ってということになりますので、なかなかそこは難しいところ、実質困難だというふうに考えております。

一方で、皆様御承知のとおり、資源の回復が見られている中で、今年がW C P F Cにおける資源評価の更新年に当たるということで、それについては、日本の科学者の皆さん頑張っ、いい結果が出ることを期待しているわけでございますし、そういう結果を受けて、更に増枠に対する期待というのも我々十分認識しております。

また、その増枠が仮に実現するとなれば、そういう見通しが出てくれば、現在のクロマグロの配分については、水産政策審議会の下に設置されたくろまぐろ部会という部会で、各主要な関係漁業種類の代表の方々も含めて議論いただいて、取りまとめられた配分の考え方に基づいて行っているわけですが、そういう増枠の見通しというのが見えてくるような状況になれば、再度このくろまぐろ部会での議論を行って、その配分の考え方を見直すということになるかと思ひます。そういう中で、竹林委員からあつたような要素がどこまで検討できるのかということも含めて考えていくということになろうかと思ひます。

また、国の配分だけの話では恐らくなくて、国から例えば都道府県あるいは大臣許可漁業に配分される中で、じゃ、その都道府県に配分されたものを県内でどうひく考え方に基づいて配分するのかということも、そこは非常に重要なポイントだと思ひますので、そこについては我々、国の配分の考え方を検討する際には、都道府県の担当者の方とも議論した上で常にやっ、検討を進めておりますけれども、そういう中で、今年が一つのターニングポイントになることを期待しつつ、ちょっと答えになつていないかもしれませんが、考え方としてはそういうことになろうかと思ひます。

以上でございます。

○北門会長 竹林委員、それから魚谷部長、どうもありがとうございます。

率直な意見といいますか、切実な御意見ということで、水産庁の皆さんも、制度の設計あるいは利害関係者との対話を通して、バランスをうまく取りながら調整をしていくとい

うことが仕事だと思います。ただ、そういうところで反映し、あるいは議論していただくように、こういう広調委の場で意見を表明していただくことはとても大事だと思いますので、御意見ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

リモートの参加者の皆様も合わせまして、よろしいでしょうか。

それでは、全ての議事について、これでカバーできたかというふうに思います。

委員各位、それから御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見をありがとうございました。

事務局におかれましては、本日頂いた意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいというふうに思います。

また、議事録署名人に指名させていただきました都道府県互選委員の竹林委員、それから大臣選任委員の井上委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第40回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

午後6時00分 閉会